

群馬県電気機械器具製造業最低工賃

議事要旨
議事録
HP版議事録

第2回専門部会

令和7年5月9日 非公開

開催日時	令和7年5月9日	14時00分～15時05分	
開催場所	群馬労働局7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 群馬県電気機械器具製造業最低工賃額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。本日はご多忙の中専門部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 最初に事務局からご報告申し上げます。 本日のご出席委員は、公益代表委員3名、家内労働者代表委員3名、委託者代表委員3名の合計9名でございます。 従いまして、本部会は、地方労働審議会令第8条に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をしていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
事務局	ただいまから、第2回群馬県電気機械器具製造業最低工賃専門

	部会を開催いたします。 なお、本日のご審議のなかで、個別協議が必要になった場合には、別室をご用意しておりますのでご案内させていただきます。 これからの議事進行につきましては、友岡部会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	本日は審議会数の目安としております2回目の審議となりますので、是非とも家内労働者側、委託者側双方の歩み寄りにより、全会一致で結論が得られるよう御協力をお願いします。 それでは、審議の進め方について御意見などございますでしょうか。
家内労働者委員	労働側の■■■■です。できれば労使会議の開催を希望します。
部会長	ただいま、家内労働者側委員から要望がございましたが、委託者側委員の皆様からはほかにございますでしょうか。
委託者委員	賛成でございます。
部会長	それでは、家内労働者側委員より労使会議を行いたいとのご提案がございました。 労使会議を行うことでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは、御賛同いただきましたので、これより労使会議を行います。公益委員はここで待機し、事務局は労使の委員の方々を会場へ案内してください。よろしくお願いいたします。 【労使の協議のため休会】
部会長	それでは、再開いたします。 労使会議の御報告をお願いいたします。
家内労働者委員	労働側の■■■■です。労使会議の時間を設けていただきありがとうございます。ありがとうございました。 早速ですが労使会議の結果をご報告いたしたいと思います。 まず、結論から先にご報告いたします。今回の引き上げについて

は、4品目5工程、一律5.99%の上昇率で合意をいたしました。金額についてですが、シールド線の両端末加工は、4円72銭から28銭引き上げて、5円ちょうど。シールド線のチューブ挿入については、1円28銭から8銭引き上げて1円36銭。磁器コンデンサーは33銭から2銭引き上げて35銭。コネクターは、58銭から3銭引き上げて61銭。コイルは、12円56銭から75銭引き上げて13円31銭。以上のように合意をしました。

続きまして、引き上げに至った経緯について報告いたします。

まず、基本的な引き上げの考え方ということで、ここは労使が共通している部分ですが、12年改定が行われてきていないということで、まず、上げ幅の基準をどこに置くのか、過去のデータとかを調べても、なかなか見合った金額がないとか、基準となるものを見つけるのに労使で苦慮いたしました。そのなかで、特定最賃を基準に引き上げ率の検討、あるいは消費者物価指数等、労使で検討を進めてきました。そのなかで、労働側として12年間のところをどう持つかというところで、12年間やっていなかったから12年分をまとめて上げるということに関して、現実的ではないということから、直近3年間の令和4年から令和6年の特定最低賃金の群馬県の電気の時給965円、令和6年度は1056円、これの引き上げ率が9.43%でしたので、最初にこの数字を委託者側に提示しました。

一方で、委託者側は、労働側の要求に対しては一定の理解を示していただきましたが、過去の改定状況をみても、若干高いという感はあると、それで直近の世の中の賃上げ率をみると5%程度ということもあるので、その程度であれば許容ができるという第1回の回答をいただいています。

先ほどもお話ししましたがけれども、なかなか単価の部分についても、まずこれが妥当なのかどうかと引き上げのところもなかなかわからないという部分がありましたので、そういったところも踏まえて、引き続き委託側と労働側で協議をしました。

続いて、直近の消費者物価指数はどうかというところの話しになり、同じく令和4年度から令和6年度の3年間の前橋市の消費者物価指数の上昇率を調べ、計算したところ、上昇率が5.99%となりました。これを改めて委託側に要求して出したところ、委託側のほうも、しっかり検討していただいて、この数字であれば物価上昇率を加味しているところであること、根拠もある程度しっかりしているということ、あとは、改定間隔が3年ということ踏まえれば合意できる数字であるということをお返しいただきまして、合意に至りました。

	真摯に協議していただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。私からは以上です。
部会長	ありがとうございました。 ただいま労使会議で話し合われた工賃等の御報告をいただきましたが、委託者側の皆様からは何かこれにつきまして補足することはございますでしょうか。
委託者委員	委託者側の■■■■でございます。 12年間この案件については行われていなかったというなかでの審議でしたので、暗中模索の状況のなかから進めさせていただいたような状況になります。結果、前橋市の消費者物価上昇率5.99%に合わせることができたということであります。労側委員の協力もありまして、ちょうど良い落としどころではないかなというふうに思っております。今日はありがとうございました。
部会長	はい、ありがとうございます。 公益委員の皆様から何かございますでしょうか。
公益委員	【特になし】
部会長	それでは、群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正につきましては、4月14日開催の第1回専門部会及び本日の第2回専門部会におきまして、慎重に審議を行いましたところ、県下の経済状況、工賃及び賃金の実勢、生計費等を考慮し、最低工賃改定額について、家内労働者及び委託者側委員の意見が一致したことを確認いたしましたので、当専門部会の議決内容及び審議経過を群馬地方労働審議会長に報告するための報告文案を取りまとめたいと思います。 つきましては、事務局は報告文の案を作成し、配付してください。
事務局	承知いたしました。これから準備をさせていただきますので、少々お時間をいただきたいと思います。
部会長	それでは、事務局の準備が終わるまで、一時休会といたします。 【報告書（案）作成のため休会】

事務局	そうしましたら報告文の案が用意できましたので、再開をお願いいたします。
部会長	会議を再開いたします。 事務局から、まずは報告文の案を読み上げてください。
	【報告書（案）を全委員に配布】
事務局	それでは、報告書の案を読み上げます。
	【報告書（案）を事務局が朗読】
部会長	以上の内容で群馬地方労働審議会長に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。ご異議ございますでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	異議なしとのことですので、本案をもって群馬地方労働審議会長に報告することといたします。
部会長	続きまして、最低工賃の改正決定に係る群馬労働局長への答申についてでございますが、群馬地方労働審議会運営規程第10条において「部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする」とされておりますので、この規程を適用しまして、本日、群馬労働局長に答申することといたします。つきましては、事務局は答申文の案を作成し、配付をしてください。
事務局	はい、それではこれから作成いたしますので、少々お時間をいただきたいと思います。
部会長	それでは、事務局の準備が終わるまで、一時休会といたします。
	【答申文（案）作成のため休会】
事務局	お待たせいたしました。答申文の案が用意できましたので、再開をお願いいたします。
部会長	会議を再開いたします。

	事務局から、まずは答申文の案を読み上げてください。
	【答申文の案を全員に配布】
事務局	答申文は審議会長名で作成しております。 それでは、答申文の案を読み上げさせていただきます。なお、別紙は報告書と同じでございますので省略させていただきたいと思っております。
	【答申文（案）を事務局が朗読】
部会長	以上の内容で群馬地方労働審議会長に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。ご異議ございますでしょうか
各委員	【異議なし】
部会長	はい、ありがとうございます ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。
	【部会長より基準部長に答申文を手交】
部会長	はい、答申が無事終わりました。 各委員のご協力により、取りまとめることができました。大変ありがとうございました。 今後の予定につきまして事務局から説明をお願いします。
事務局	ご答申をいただきましてありがとうございました。 ご答申をいただきましたことに対しまして、橋口労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に今後の予定をご説明いたします。
基準部長	ただいま、群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定につきまして御答申をいただいたところでございます。本年度の群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正につきましては、3月3日に諮問をさせていただきまして、その後、委員の皆様には、真摯な御議論を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。群馬労働局といたしましては、この答申を踏まえまして、新たな群馬県電気機械器具製造業最低工賃額の発効に向けまして、所要の手続きを進めて

事務局	まいりたいというふうに考えております。 最後に、委員の皆様方のご尽力に対しまして重ねて感謝を申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。御審議、誠にありがとうございました。 そうしましたら、今後の予定につきまして 2 点ご説明させていただきます。 まず、1 点目でございます。 本日答申をいただきましたので、事務局では本日付でこの答申に対する意見を求める公示を行います。 公示期間は、法により、公示の日の翌日から起算して15日とされておりますが、5月24日、25日が閉庁日となりますので、公示の期限は5月26日月曜日となります。 公示の期間内に異議申出があった場合には、5月27日火曜日に地方労働審議会を開催いたしまして、異議の審議を行っていただく予定としております。 異議申出がなく、官報公示の手続きを取ることができた場合、効力発生日は最短で7月17日木曜日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には制限があるため、諸事情によって官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 2 点目でございます。 官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。このため、答申の内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。その際は、地方労働審議会議長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。 以上でございます。
部会長	今後の予定につきまして説明がございました。 1 点目は、今後、異議申し出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいつて7月17日木曜日となるということ。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるということです。 2 点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてでございました。こちらは審議会議長に相談が来て承認をもらうという流れでございました。 以上2点について事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

各委員	【異議なし】
部会長	ご異議ないようですので、これで進めさせていただきます。 ありがとうございました。そのようにいたします。 最後に、その他について事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様からは何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。 これで第2回群馬県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を閉会とします。 ご審議お疲れさまでした。